空家に関する取組状況等について(概要)

1 現在までの取組内容と特定空家等の認定について

平成31年4月、市に空家対策室が新設され、平成28年度に実施した上田市空家等実態調査結果に基づき、すぐに倒壊等の危険性は無いものの、損傷や老朽化が著しいと判定された、いわゆるCランク空家と次点のBランクを中心に対策等を講じてきました。

また平成30年9月には、「特定空家等判断基準」を定めたことから、今後はこの認定も視野に入れ、危険な状態のまま放置され続けている空家等の対策強化を図っていきたいと考えております。(特定空家認定後の手順:助言・指導→勧告→命令 ⇒代執行)

2 空家のランクと市内の空家の状況について

空家のランクは、老朽化が進んでいるものから、C・B・Aの3段階に分類しています。 上田市の空家ランクの基準としては、

Aランク=修繕等がほとんど必要ないもの(再利用が十分可能)・・・主に空き家バンクで活用

Bランク=損傷は見られるが、多少の補修工事等を行えば再利用は可能なもの

Cランク=すぐに倒壊の危険性はないが、損傷が激しく老朽化が著しいもの

となっており、空家対策室では主にBとCランク空家の対策を行っております。

平成 28 年度に実施した空家等実態調査の結果では、市内に空家は 3,415 棟あることが判明しております。(下表の左側を参照: Cランク 98 棟、B ランク 476 棟、Aランク 2,841 棟)

Cランク、Bランク再調査等による空家ランク一覧表

R3. 3. 31現在

	H28実態調査結果(棟)		C・Bランク再調査後(棟)		増減(棟)
Cランク	98		150		52
地域別	上田	39	上田	74	35
	丸子	20	丸子	38	18
	真田	37	真田	30	▲ 7
	武石	2	武石	8	6
Bランク	476		142		▲ 334
地域別	上田	217	上田	48	▲ 169
	丸子	128	丸子	40	▲ 88
	真田	112	真田	46	▲ 66
	武石	19	武石	8	▲ 11
Αランク	2, 841		2, 853		12
地域別	上田	1,869	上田	1, 872	3
	丸子	558	丸子	565	7
	真田	273	真田	275	2
	武石	141	武石	141	0
計	3,415		3,1	45	▲ 270

^{*} A ランク空家で、空き家バンクを利用したものは反映されておりません。

その後の空家の状態等を確認するため、平成31年(令和元年)から令和2年度にかけて、 C・Bランクの再調査を実施しました。(調査結果については、上表の中央部分を参照)

^{*}Aランク空家の現状を確認するため、令和3年度に調査を行っております。

3 空き家・住宅相談会について

空家に関する問題解決策や活用方法等を提案するため、定期的に相談会を実施しています。 内容的には、1 人 30 分枠で、1 日当たり定員 5 名(予備枠 1)とし、午後に行っております。

〇実績: 令和元年度 計 4 日開催(参加者 17 名)、令和 2 年度 計 5 日開催(参加者 28 名)

*この相談会は毎回非常に好評をいただいている状況で、参加者への聞き取り調査等では、「疑問が解決した、今後の進め方が分かった」、「空き家バンクへの登録を考えたい」等、問題解消等の有効な手段の一つとなっていることから、今後も定期的に開催していく予定です。

(令和3年度:5日程度の開催を予定。初回の6月は2日間で実施、参加12名、9月は1日で参加5名)

- 4 Cランク空家の解体を促進するための補助金導入について
 - (1)対象空家・・・不良住宅等(そのまま放置すれば倒壊や保安上危険なもの

周辺の生活環境保全のために放置することが不適当なもの)

(2)対象者・・・・空家の所有権を有する者又はその相続人、その他(市長が認めるもの:R3.10.1~) ☆補助対象となる経費及び補助率 等

補助金の種類	対象となる経費	補助率等
①老朽危険空家	老朽危険空家の解体工事に要する	補助率2分の1以内
解体補助金	費用(家財道具の撤去、運搬及び処分	上限 50 万円
 R3 予算額	に要する費用を除く。)	(国庫補助 1/2)
7,500 千円		* 社会資本整備総合交付金
②空家解体 跡地	老朽危険空家解体事業を利用し、解体	補助率10 分の2 以内
利活用補助金	した跡地に、自己の居住する住宅また	上限 50 万円
 R3 予算額	は店舗を建設する工事に要する費用	
2,500 千円	(解体後、1年以内に工事着工で可)	(市単)

☆令和 2 年度実績(解体):申請 22 件、該当 16 件、交付 12 件、(跡地利活用)申請 0 件、予算額 計 6,500 千円 令和 3 年度経過(解体):申請 23 件、該当 15 件、交付決定 9 件 : (跡地利活用)申請 1 件【9/30 現在】 予算額 計 10,000 千円

- 5 「空家等対策に関する協定」の締結について
 - (1)目的・・・空家等の所有者等が抱えている<u>様々な問題等を解決するため</u>、専門的なアドバイス や実践等が出来る団体等と協定を結び、<u>相談・実施体制等の強化</u>を図る。
 - (2)協定締結先一覧(9団体)

*締結日:令和2年11月26日

NO.	協定先	内容
1	長野県弁護士会 上田在住会	法律に関する相談
2	長野県司法書士会 上田支部	相続や相続登記等に関する相談
3	長野県行政書士会 上田支部	行政手続きの相談
4	(公社)長野県宅地建物取引業協会 上田支部	空家の活用方法や解体跡地売買等の相談
(5)	長野県土地家屋調査士会 上田支部	土地・家屋の登記や境界確定等の相談
6	上田市防災支援協会	被災家屋(空家)対応
7	長野県解体工事業協会 東信支部	解体等の相談、実施
8	(公社)長野県建築士会 上小支部	リフォーム・修繕等の設計相談
9	(一社)長野県建築士事務所協会 上小支部	耐震診断、耐震改修等の相談

この協定締結により、空家所有者等から建築・法務・不動産・登記・解体等の問い合わせがあった場合、最適な団体等を市で選定し、スムーズに紹介できるようになりました。